

令和5年度
既存住宅における省エネ改修促進事業
(高断熱窓・ドア・断熱材)

事業説明会

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称:クール・ネット東京)





目次

1. 事業概要
2. 助成対象者
3. 助成対象設備
4. 助成対象経費
5. 設置要件
6. 助成申請額
7. 書類作成時の留意点

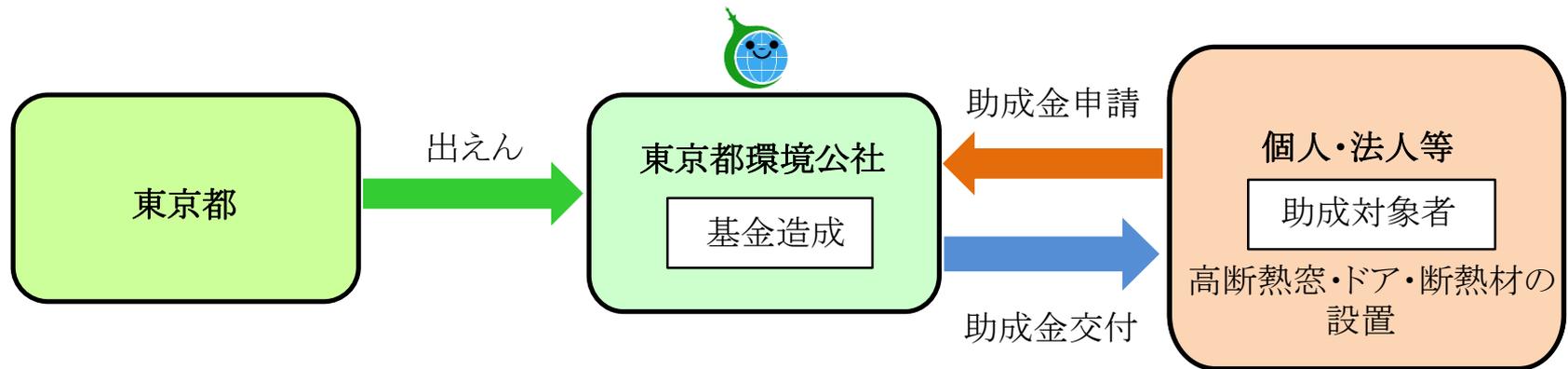


1. 事業概要 (1) 目的

都内にある**既存住宅**に設置されている窓・ドアを**高断熱窓・ドアに改修及び断熱材を設置**する方に対して、その経費の一部を助成することにより、省エネに優れ、災害にも強く、健康にも資する断熱・太陽光住宅の普及拡大を進めていくこと。



1. 事業概要 (2) 事業スキーム



本事業は、東京都の資金を原資としています。



1. 事業概要 (3) 助成率

対象	助成率	上限額	要件
高断熱窓	材料費・工事費 の1/3	100万円/ 戸	・既存住宅における1つ以上の居室において、すべての窓について、高断熱窓を設置すること等
高断熱ドア	材料費・工事費 の1/3	16万円/戸	・東京ゼロエミ住宅指針の要件である熱貫流率が3.49 W/(m ² ・K)以下のドアを設置すること
断熱材	材料費・工事費 の1/3	24万円/戸	・既存住宅における1つ以上の居室において、外気に接する部分すべてに断熱材を設置すること等

1. 事業概要 (4) 申請受付期間・予算

■事前申込受付期間

令和5年5月29日(月)開始

■交付申請兼実績報告

令和5年6月30日(金)から

令和10年3月31日(金)(17時公社必着)まで

■予算

496億円

(災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業の総額)

※ 上記期限に関わらず、公社の予算の範囲を超えた日をもって、事前申込の受付を停止します。



1. 事業概要 (5) 事前申込



本事業は事前申込が必要です。

事前申込を受付けた日より前に契約締結、工事した案件は、助成対象になりません。

必ず公社が返送する事前申込書(副本)に記載のある受付日以降(同日可)に、契約を締結してください。

※電子申請の場合は自動返信メールに記載のある申請日時以降(同日可)

※ 交付申請兼実績報告時には工事請負契約書(若しくは注文請書)の写しの提出が必須となりますので、必ず書面での契約を行ってください。



1. 事業概要 (6)対象住宅①

- **都内にある既存住宅**に設置されたものが、助成対象となります。

※ 助成対象者の生活の拠点は都外でも構いません。

- **専用住宅**が対象です。

※ 店舗や事務所等と居住部分が同一の住宅の場合、電気・ガス等のエネルギーを分けて管理されており、かつ、**高断熱窓、ドア、断熱材**の改修工事においても明確に切り分けしていれば、居住部分のみを申請することは可能です。



1. 事業概要 (6)対象住宅②

- **同一住戸**からの複数回の申請(事前申込)は、1つの助成事業が完了した後(助成金の振込が完了した後)から可能です。

(例1)戸建住宅(1住戸)1階・2階の改修

1階の居室を改修し
時期をずらし
玄関と2階の居室を改修する



1回目の申請:1階の居室
助成金振込完了後
2回目の申請:玄関と2階の居室

(例2)〇〇賃貸マンションの改修

101号室と105号室を改修



住戸が異なるため、
同時期の申請が可能



2. 助成対象者

助成対象者	要件
住宅の所有者	<p>助成対象住宅を所有している個人または法人。</p> <p>※ 販売中や転売物件において、事前申込及び交付申請兼実績報告時に住宅の売買契約が締結されているが、まだ買主に所有権が移転されていない場合は、その時点での所有者である買取再販業者(売主)を助成対象者とする。</p>
管理組合	<p>助成対象住宅における、建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第25条第1項の管理者または同法第47条第2項の管理組合法人。</p>
リース事業者	<p>住宅の所有者または管理組合と高断熱窓及び高断熱ドア、断熱材に係るリース契約(以下「リース契約」という。)を締結しようとするリース事業者。</p> <p>ただし、住宅の所有者または管理組合と共同で申請を行う場合に限る。</p>



3. 助成対象設備 (1) 高断熱窓

助成対象となる高断熱窓は、
次の要件を全て満たすものとなります。

- ① 未使用品であること。
- ② 国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（断熱リフォームに係る支援事業に限る。）または脱炭素化産業成長促進対策費補助金（先進的窓リノベ事業に限る。）において、補助対象となる製品として登録されている窓及びガラスであること。



3. 助成対象設備 (2) 高断熱ドア

助成対象となる高断熱ドアは、
次の要件を全て満たすものとなります。

- ① 未使用品であること。
- ② 東京ゼロエミ住宅指針の要件である熱貫流率が
3.49 W/(m²・K)以下のドアであること。



3. 助成対象設備 (3)断熱材

助成対象となる断熱材は、
次の要件を全て満たすものとなります。

- ① 未使用品であること。
- ② 国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（断熱リフォームに係る支援事業に限る。）において補助対象となる製品として登録されている断熱材であること。



4. 助成対象経費 (1) 助成対象経費

	費目	項目
助成 対象 経費	材料費	<p>高断熱窓(窓・ガラス)・高断熱ドア・断熱材の購入等に 必要な経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓、ドア、断熱材の製品代 ・内窓取付けに必要な額縁、ふかし枠等の費用 ・カバー工法によるアルミサッシ製品代 ・断熱材設置に必要な木材等の費用
	工事費	<p>高断熱窓・高断熱ドア・断熱材の設置と不可分の工事に 必要な経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取付費 ・外部シーリング ・内部シーリング等 ・仮設足場費 ・養生費 ・既存建具解体費 ・既存建具撤去費(場内集積まで) ・清掃費 ・美装費 ・搬入費 ・助成対象費用を算出するための実測費 等

4. 助成対象経費 (2) 助成対象外経費

高断熱窓・ドア・断熱材の設置に直接関係しない工事に係る経費は、助成対象外となります。

- (例)
- ・網戸、雨戸等の窓付属部材費
 - ・高断熱窓や断熱材の設置に関係しないクロス、外壁サイディング、フローリング等の仕上げ材
 - ・オプションで取り付けたもの(過度な装飾・仕様等)
 - ・諸経費、設計費、書類等助成対象製品以外の送料、交通費、廃材処分費、管理費、調査費、消費税及び地方消費税、法定外福利費
 - ・金融機関に対する振込手数料 等

設置する高断熱窓が、雨戸や防犯用の格子等、断熱性能を向上させる目的とは異なる窓付属部材(オプション)と一体となっている場合であっても、窓付属部材は対象となりません。※断熱改修に必要な窓付属部材であれば、助成対象となる場合もあります。

高断熱窓と窓付属部材の経費込みの場合は、按分してください。



5. 設置要件 (1) 高断熱窓・ガラス

最低、1つの居室の全ての窓を改修してください。

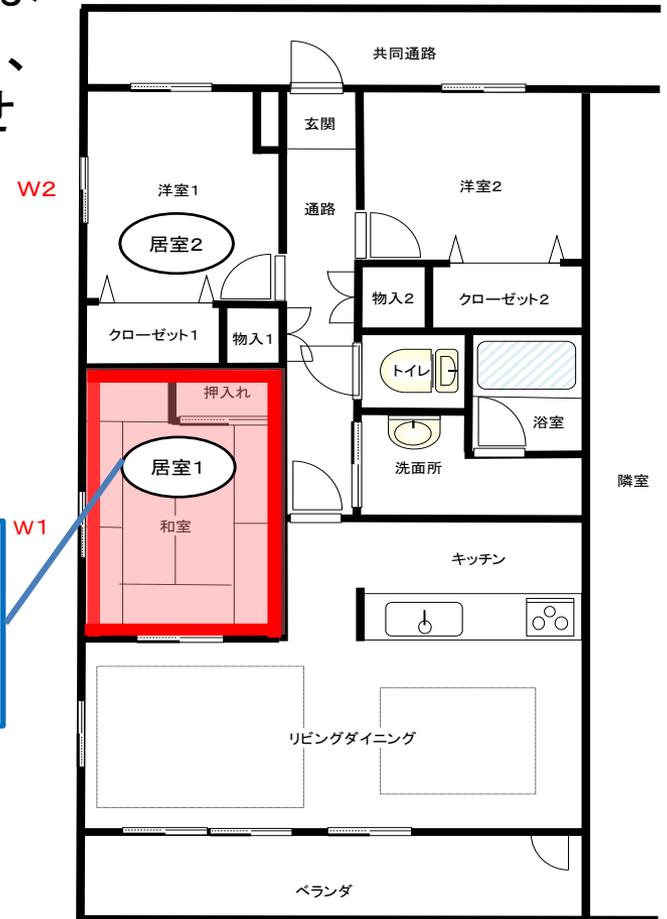
1つの居室の全ての窓の改修と同時に他の居室または廊下、玄関その他の非居室の改修を行う場合、その他の部屋等の窓は1枚以上の改修で構いません。

※ 外気に接していない窓は、助成対象外です。

【戸建】



【集合住宅】





5. 設置要件 (2) 高断熱ドア

外気に接するドアについて、高断熱ドアを設置してください。

※外気に接していないドアは、助成対象外です。

※高断熱窓や断熱材の設置はせず、高断熱ドアだけを
設置する場合でも対象となります。

※設置する枚数の上限はありません。



5. 設置要件 (3)断熱材

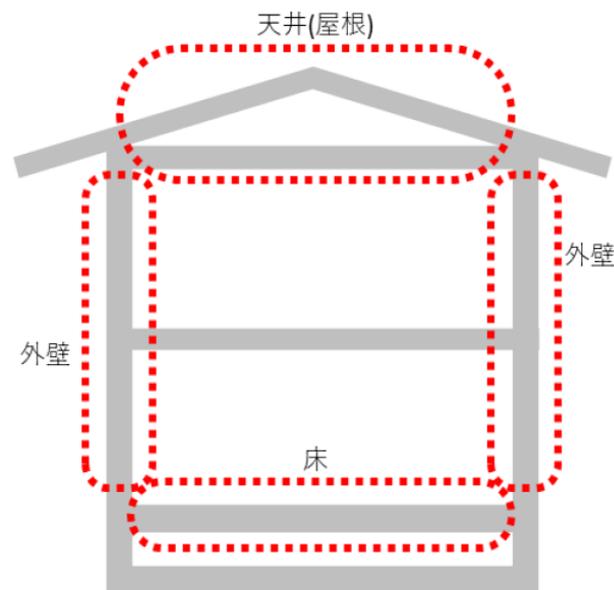
最低1つの居室の全ての部分について断熱材を設置してください。

1つの居室の全ての部分の設置と同時に他の居室または廊下、玄関その他の非居室の設置を行う場合、その他の部屋等の外気に接する部分について断熱材を設置してください。

※ 外気に接していない部分は、助成対象外です。

※使用する断熱材は改修する部位ごとに応じた熱抵抗値を満たすこと。

熱抵抗値＝断熱材の厚さ÷熱伝導率の値
(小数点第二位切り捨て)



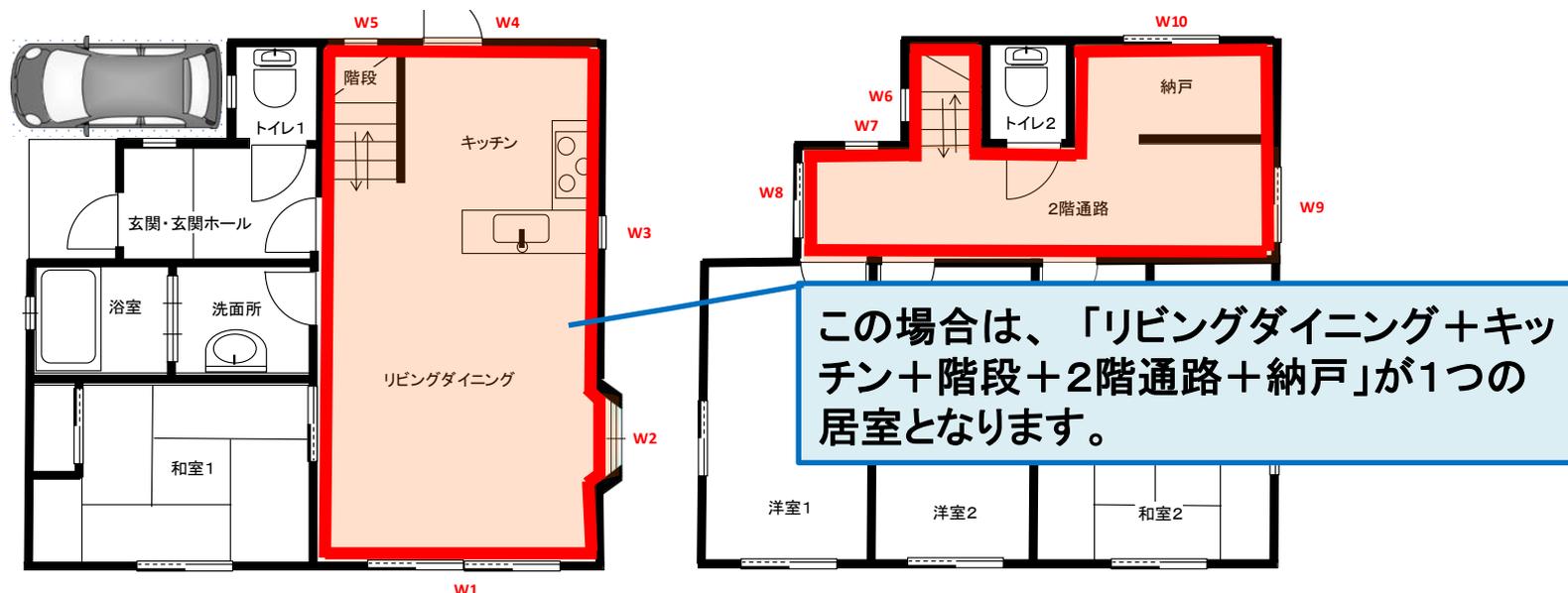
改修する部位	屋根	天井	外壁	床
熱抵抗値(R値)		2.7以上		2.2以上



5. 設置要件 (4) 居室の範囲①

部屋等が間仕切りやドア等で区切られておらず、空間がつながっている区画(吹抜け・階段等)は、同一の空間(室)と見なします。

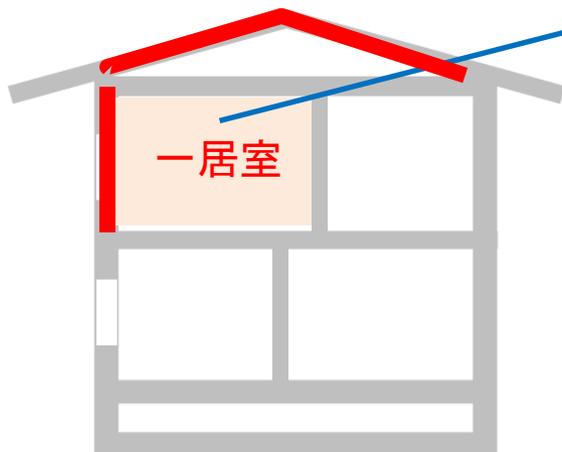
※ 改修する居室が他の部屋等と同一の空間となっている場合は、その区画全体が一つの居室となりますので、注意してください。





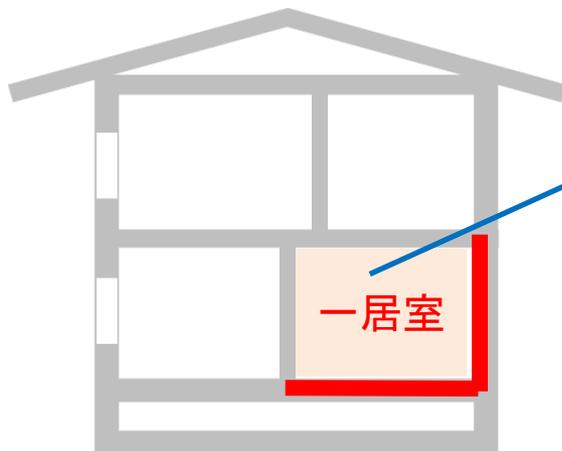
5. 設置要件（4）居室の範囲②

例①：屋根改修の場合



屋根全面と外壁全ての改修が必要です。

例②：床改修の場合



改修する居室の床と外壁全ての改修が必要です。

5. 設置要件 (5) 換気小窓・天窗・ガラスブロック・ドア

- ・換気小窓*、300mm×200mm以下のガラスを用いた窓、換気を目的としたジャロジー窓等を含む居室については、その窓の改修は設置要件から除かれますが、その窓に高断熱窓を用いた改修を行う場合は、助成対象として構いません。

* 換気用小窓：障子を閉めた状態で換気を行うことができる、障子に組み込まれた小窓をいう。

- ・天窗、ガラスブロックの改修は設置要件から除かれますが、その窓に高断熱窓を用いた改修を行う場合は、助成対象として構いません。
- ・ガラスが組み込まれたドアは、ドアとして扱うため窓の改修要件とはしませんが、ドア全体に対するガラスの面積が改修後(内窓の取付の場合は改修前・改修後)にドア面積の50%以上である場合は高断熱窓の改修として助成対象とすることが可能です。
※高断熱ドアとして改修する場合は高断熱ドアの助成要件が適用されます。



5. 設置要件 (6) その他注意事項

<過去に他の補助金を受けて窓・ドアを設置している場合>

改修を検討している既設の窓・ドアが、**過去に他の補助金を受けて**設置されている場合は、処分制限等の条件が付されていないか、その補助金の実施主体に必ず確認してください。

<既に高断熱窓となっている窓がある場合>

交付申請兼実績報告時に、助成対象住宅に設置されている一部のガラス、窓、断熱材が、既に国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(断熱リフォームに係る支援事業に限る。)において、登録されている製品となっている場合、当該部分については改修要件いたしません。

6. 助成申請額 (1) 助成金額(助成率)

助成対象経費の3分の1以内
(1,000円未満端数切り捨て)

※ 国及び他の地方公共団体による補助金と併給する場合は、
本助成金交付額と国及び他の地方公共団体による当該補助金
交付額の合計額が**本助成対象経費を超えない範囲**で交付します。

(都の助成金額＋国及び他の地方公共団体の重複する補助金の額
≦助成対象経費)



6. 助成申請額 (2) 上限額①-1

次の①または②のいずれか小さい方の額が上限額となります。

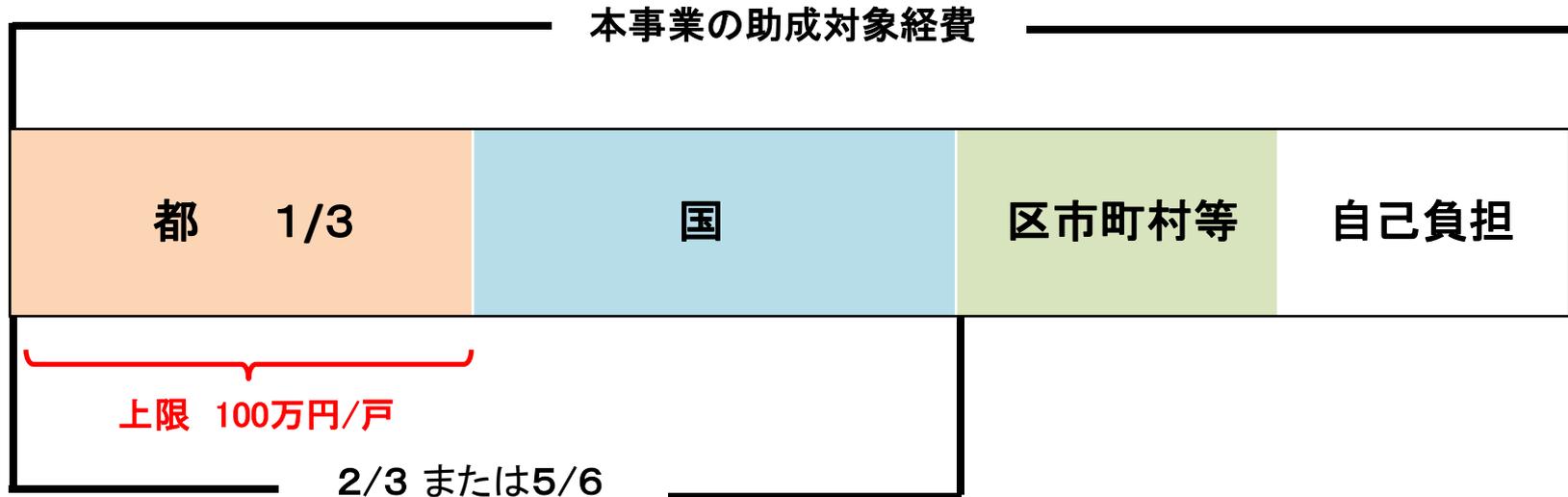
高断熱窓

- ① 戸建住宅: 1住戸 **当たり** 100万円
集合住宅: 1住戸 **ごとに** 100万円

- ② ・先進的窓リノベ事業 **以外** の国からの補助金と併給する場合
(助成対象経費 × 2/3) - (本事業と重複する国補助金の額)
・先進的窓リノベ事業と国からの補助金と併給する場合
(助成対象経費 × 5/6) - (本事業と重複する国補助金の額)



6. 助成申請額 (2) 上限額①-2



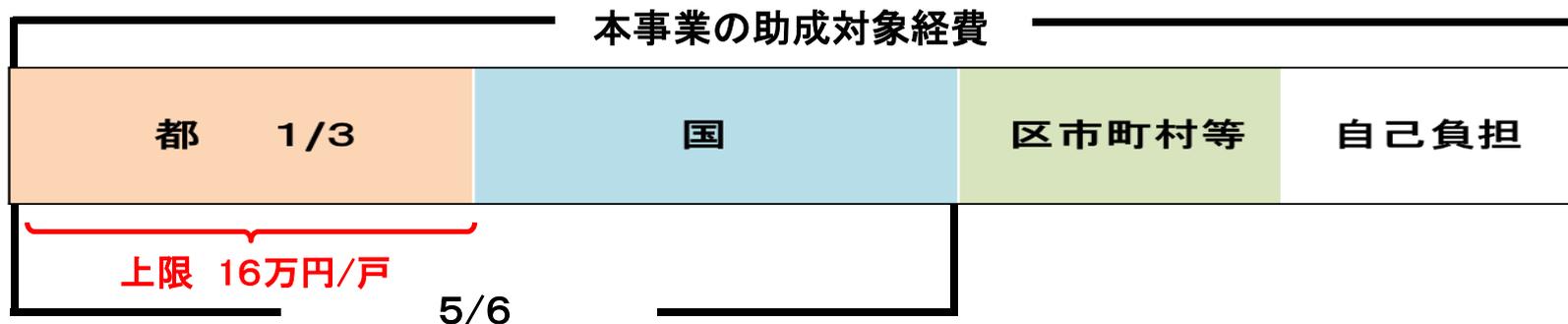


6. 助成申請額 (2) 上限額③

次の①または②のいずれか小さい方の額が上限額となります。

高断熱ドア

- ① 戸建住宅: 1住戸 **当たり** 16万円
集合住宅: 1住戸 **ごとに** 16万円
- ② 国からの補助金と併給する場合
(助成対象経費 × 5/6) - (本事業と重複する国補助金の額)



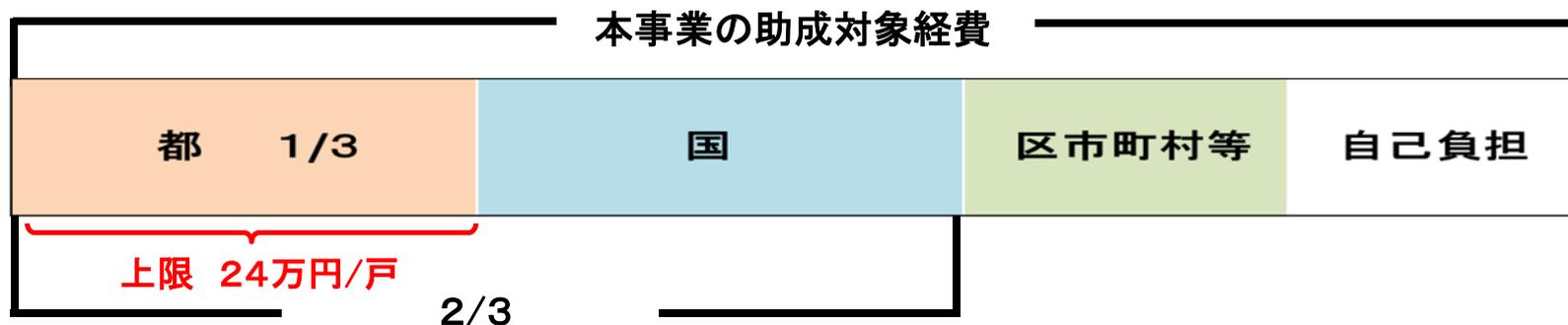


6. 助成申請額 (3) 上限額④

次の①または②のいずれか小さい方の額が上限額となります。

断熱材

- ① 戸建住宅: 1住戸 **当たり** 24万円
集合住宅: 1住戸 **ごと** に24万円
- ② 国からの補助金と併給する場合
(助成対象経費 × 2/3) - (本事業と重複する国補助金の額)





6. 助成申請額 (2) 上限額⑤



集合住宅の上限額は、あくまでも**1住戸ごと**に助成金申請金額を算出し、各住戸分を合計した金額です。

例) 高断熱窓: ○○マンション5戸を改修する場合

住戸	助成対象経費 の1/3		単住戸算定額
A	140万円		100万円
B	120万円		100万円
C	120万円		100万円
D	80万円		80万円
E	60万円		60万円

100万円 × 5戸 = ~~500万円~~

合計 **440万円**

助成金申請金額

6. 助成申請額 (3)他の補助金と併給する場合

- ※ 併給の対象となる助成対象経費は、
本助成事業における助成対象経費となります。
(国及び他の地方公共団体による補助金の対象経費と
全て一致するとは限りませんので、ご注意ください。)



都の資金を原資とした他の補助金との
併給はできません。

- ※ 本事業以外の都または公社の補助金、都の補助金の交付を受けて
補助事業を行う区市町村の補助金で、本事業の助成対象経費と
重複する場合は、併給しないでください。
- ※ なお、併給する場合は、補助項目ごとに按分した補助額の算出を
お願いします。交付申請兼実績報告時に提出いただく「費用総括
表」に記入が必要です。



7. 書類作成時の留意点 共通①

<受付期限について>

事前申込

- ※ 事前申込の公社受付日から1年以内に交付申請を行ってください。
1年以内に交付申請が行われなかった場合は、事前申込は無効となります。

ただし、事前申込から1年以内に延長の届出がされた場合においては、有効期限を1年間延長します。



7. 書類作成時の留意点 共通②

<受付期限について>

交付申請兼実績報告

①または②のいずれか早い日まで

① 事前申込有効期限

② 令和10年3月31日(金)まで ※17時公社必着

※ 期限を過ぎて公社に到着した申請書は、受け付けられませんので、ご注意ください。



7. 書類作成時の留意点 共通③

<提出方法について>

基本的に**オンライン申請**をご利用ください。

- ・電子申請で事前申込を行う場合、申請者(手続代行者がいる場合は申請を行う担当者)のメールアドレス登録が必要になります。
- ・電子申請の場合、交付申請兼実績報告の受付・審査状況をWEB上で把握できるようになります。
- ・電子機器を使用できない場合は、郵送での事前申込、交付申請兼実績報告も可能です。書類の到着を確認したい場合は、配達状況が確認できる方法(簡易書留等)で提出してください。
- ・事前申込と同一の方法で交付申請兼実績報告を提出してください。
事前申込:紙申請、交付申請兼実績報告:電子申請はできません。



7. 書類作成時の留意点 交付申請兼実績報告①

<交付申請兼実績報告について>

- ・工事及び工事代金の支払が完了した後、
添付書類をすべて揃えた上で提出してください。
- ・助成金の振込先に関する情報に記載いただく
口座名義は、助成事業者と同一としてください。
(リース契約の場合は共同申請者)



7. 書類作成時の留意点 交付申請兼実績報告②

<様式(別記様式を含む)について>

- ・提出書類の様式は、クール・ネット東京のHPまたは事前申込確認画面のご案内ページ(準備中)からダウンロードしてください。
- ・「助成金申請の手引」または「ご案内ページ(準備中)」を確認しながら、提出書類の作成・提出をお願いします。
- ・紙申請の場合: 片面印刷
 - ※ 管理組合総会の議案書及び議事録は、両面印刷可。



7. 書類作成時の留意点 交付申請兼実績報告③

<提出書類について>

参考様式は、以下の住宅区分ごとに様式が異なります。高断熱窓・ドア・断熱材を設置する住宅の形態・住戸数に合わせて提出してください。

住宅区分	対象
戸建住宅	戸建住宅を申請する場合
集合住宅(個別)	集合住宅の1住戸を申請する場合
集合住宅(全体)	集合住宅の複数戸を一括申請する場合

申請書は先着順に受理し、審査を行います。

- ※ 書類の不備・不足があった場合は、各審査担当者から是正依頼をさせていただきます。修正や書類提出の連絡に対して**90日以内**に不備の修正が行われない場合、申請は取消とし、書類は破棄させていただきますのでご注意ください。
- ※ 紙申請の場合、提出された書類は原則返却いたしませんので、申請者用として**必ず手元に控えを1部ご用意ください。**



7. 書類作成時の留意点 交付申請兼実績報告④

<費用明細書について>

- **各工法ごと**に記載していただきます。
工事費を工法ごとに分けていない場合は、按分等をして調整してください。

※ 按分等する場合は、内訳を別紙で示してください。

- **値引き**を計上している場合は、値引きを加えた助成対象経費を算定してください。

※値引きをどの経費からしたのかを必ずご記入ください。

※消費税から値引きはしないでください。



7. 書類作成時の留意点 交付申請実績報告⑤

高断熱窓・ドア・断熱材

改修工法		
ガラスの交換	ガラス交換	ガラスのみを交換することをいう。
	カバー工法	既存窓の枠を取り外さずに、その枠の上から新しい窓を取付けることをいう。
	建具交換	障子部分である「建具+ガラス」を一体のものとして交換することをいう。
外窓の交換	既存窓を取り外し、新しい窓を取付けることをいう。	
内窓の取付	既存窓の室内側に新しい窓を取付けるまたは既存内窓を取り外し、新しい窓を取付けることをいう。	
ドアの設置	既存のドアを交換すること、または、ドアを新しく取付けることをいう。	
断熱材の設置	既存の断熱材を交換すること、または新しく断熱材と取り付けることをいう。	

※ 新設する窓がある場合、「外窓の交換」欄に記載してください。

7. 書類作成時の留意点 交付申請実績報告⑥

<平面図について>

全ての申請において、平面図を提出して下さい。

※費用明細書の記載と整合がとれるように全ての改修箇所に窓・ドア・断熱材番号を明記してください。

※間取りがわかる図、改修する窓・ドア・断熱材の部位の位置がわかるもの。(手書き可)

戸建など複数階ある物件は、改修しない階があっても、全フロアの平面図を提出してください。

※ドアのみ申請の場合、改修するフロアのみでの平面図で可。

※天井・屋根改修の場合は住戸の最上階と同形状の平面図を作成し、改修範囲が分かるようにしてください。

また、フルリフォームの場合は、改築前後の図面両方が必要です。

7. 書類作成時の留意点 交付申請実績報告⑦

<立面図について>

戸建住宅の場合、立面図または姿図を提出して下さい。
建物の側面から見て、改修する窓、ドアの位置及び
形状が分かるように四方の立面図を提出してください。

※ 手書き可。(改修しない窓も記入してください。)

※ 平面図及び費用明細書の記載と整合がとれるように**全ての改修箇所の「窓番号」「ドア番号」**を明記してください。

(ガラス交換・建具交換の場合は、「ガラス番号」もあわせて明記してください。)

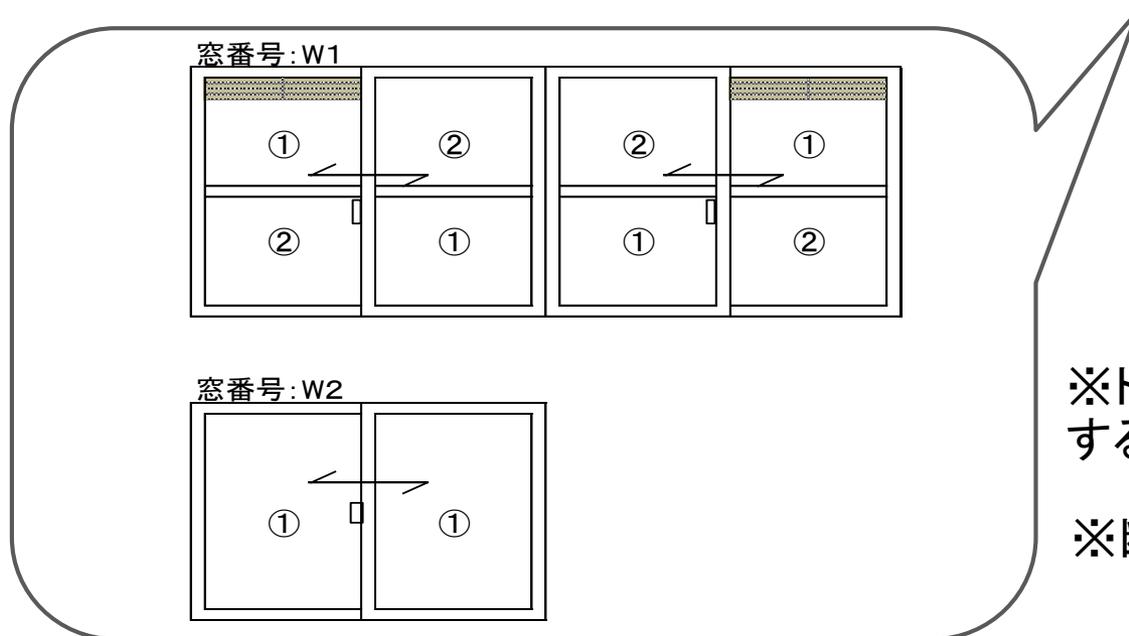
※断熱材の場合、提出不要。

7. 書類作成時の留意点 交付申請実績報告⑧

〈姿図もしくは設置後の写真について〉

取り付けた窓、ドアの姿図(手書き可)もしくは設置後の写真を提出して下さい。

※ 平面図及び費用明細書の記載と整合がとれるように**全ての改修箇所の「窓番号」「ドア番号」を明記**してください。(ガラス交換・建具交換の場合は、「ガラス番号」もあわせて明記してください。)



※ドアのみの申請の場合、設置する製品のカタログでも代用可。

※断熱材の場合、提出不要。



7. 書類作成時の留意点 交付申請兼実績報告⑨

<工事請負契約書について>

- ・委託者は、**申請者**（リース契約の場合は共同申請者）と**同一**としてください。
- ・注文書で契約する場合は、
注文請書（施工業者が発行）を提出してください。
なお、この場合の工事請負契約日は、
注文請書の請負日とします。

※ 印紙・割印が無いものは受付出来ません。



7. 書類作成時の留意点 交付申請兼実績報告⑩-1

<施工証明書および出荷証明書について>

A. 施工証明書(工事請負業者発行、申請者宛)

- ・ 高断熱窓・ドア・断熱材を施工した工事請負業者が発行するもの。
以下を必ず記載してください。

宛名、工事請負業者(名称・住所・印)、発行日、現場名、施工完了日

B. 出荷証明書(出荷元発行、工事請負業者宛)

- ・ 高断熱窓・ドア・断熱材の工事請負業者に販売した販売業者が発行するもの。

以下を必ず記載してください。

宛名(工事請負業者)、販売業者(名称・住所・印)、発行日、納品日、現場名

※ A,B共に様式は問いませんが、窓番号、ガラス番号、ドア番号、登録型番(窓・ガラス・断熱材)、施工面積/出荷量(断熱材)、メーカー名、製品名、数量を含めた様式で、費用明細書と照合できるものを提出してください。



7. 書類作成時の留意点 交付申請兼実績報告⑩-2



手続き代行の有無、立場により提出書類が異なります。

	手続き代行者なし	手続き代行者が 工事請負会社	手続き代行者が 販売会社	手続き代行者が 工事請負業者 かつ販売会社	手続き代行者が 工事請負業者や 販売会社以外
施工証明書	△	×	○	○ (出荷証明書は 生産工場発行)	△
出荷証明書		○	×		

○・・・提出

△・・・いずれか一方提出

×・・・提出不要



お問い合わせ先

公益財団法人 東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称:クール・ネット東京)

既存住宅における省エネ改修促進事業助成金担当

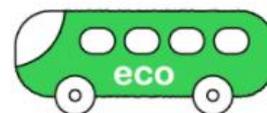
〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10階

TEL:03-6659-3408

受付時間:月曜日～金曜日 (祝祭日及び年末年始を除く)
9時00分～17時00分(12:00～13:00を除く)

令和5年度
既存住宅における省エネ改修促進事業
(高断熱窓・ドア・断熱材)
よくあるお問い合わせ





よくあるお問い合わせ

Q1

令和4年度との変更点

A1

- 「事前申請」から「事前申込」方式になりました。
- 対象設備に「断熱材」が追加になりました。
- 高断熱窓において、国の窓リノベ登録製品も対象となりました。
- 太陽光との同時申請は無くなり、太陽光は単独の事業が開始いたしました。





よくあるお問い合わせ

Q2

交付申請をした後のリードタイムについて

A2

交付申請兼実績報告を受け付けてから、約3~4か月で交付決定兼確定額通知書を送付、その後お振込まで約1か月程度を想定しています。

ただし、申請件数により前後する可能性もございますのでご了承ください。





よくあるお問い合わせ

Q3

- ・国の補助金と併給の場合の補助金交付額の上限が変更となったが、令和4年度に申請した件は適用されるのか。

- ・令和4年度に申請しているが製品の納期遅延のため、工事はまだ実施しておらず、実績報告はしていない。

一度、申請を取下げ、令和5年度で申請し直すことはできるのか。





よくあるお問い合わせ

A3

令和4年度に申請をされた方は令和5年度の上限は適用されません。

令和5年度で改めて申請される場合は「助成事業廃止申請書」の提出をお願いします。

交付決定がまだ出ていない場合は「取下げ」の手続きをお願いします。

ただし、令和5年4月よりも前に契約したものの、公社が事前申込を受付けた日よりも前に契約締結、工事したものは対象外です。（令和5年4月1日から6月30日までに契約締結し、または契約締結及び工事したものは除きます。）





よくあるお問い合わせ

Q4

事前申込の記入内容に誤りがあっても、交付申請兼実績報告時に「正」の内容を提出すれば問題ないか。
それとも、連絡の上、訂正する必要があるのか。

A4

基本的には交付申請兼実績報告時に正しい情報を入力いただければ問題ありません。
ただし、内容によっては、こちらからご連絡差し上げる場合もございます。また取下げとなる場合もございますのでご了承ください。





よくあるお問い合わせ

Q5

事前申し込み時の見積りと交付申請兼実績報告書提出時の費用の内容は違うところがあってもよいのか。

（ドアなどの種類は性能が規定以上のものであれば見積もり時とちがうものでもよいのか。）

A5

費用の変更は問題ありません。

交付申請兼実績報告書で実際に設置した内容、金額で提出してください。





よくあるお問い合わせ

Q6

実績報告時に提出する領収書は、全工事費を支払ったものが必要か。

工事会社に助成金が支払われる事業（先進的窓リノベ・こどもエコ）は、直接業者に支払われる部分を差し引いた領収書でよいか。

A6

確定通知書に記載の補助額を差し引いた金額の領収書で構いません。

金額の整合が取れるようお願いいたします。

（交付申請兼実績報告時には、他の補助金の確定通知書の提出が必要です。）

